

第13回委員会 (H14. 7. 30開催) 資料3-2

淀川水系の浸水想定区域の指定・公表について

近畿地方整備局

水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定・公表、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を誘導するための措置を講ずること等を目的として、水防法の一部が改正され、昨年7月3日に施行されました。

これに伴い近畿地方整備局では、洪水予報河川の浸水想定区域の指定・公表を順次行ってきました。淀川水系では、先ず本年3月15に野洲川を、そして、出水期前の6月14日には、淀川（宇治川を含む）をはじめ、木津川（服部川、柘植川、名張川、宇陀川含む）、桂川、猪名川（藻川含む）の指定・公表を行い、それぞれ同日付で関係市町村長宛に通知しました。

今後、洪水予報河川の指定拡大に伴い、浸水想定区域図も拡大されることとなりますが、現時点で浸水想定区域の指定・公表を実施していないのは、淀川水系では琵琶湖だけで、今後、関係機関との調整を図って早期に指定・公表を行います。

【浸水想定区域とは】

この浸水想定区域、及び浸水した場合に想定される水深は、洪水予報河川において、洪水防御に関する計画の基本となっている降雨や、危機管理の観点からの未曾有の降雨などを前提して、破堤・はん濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めたものです。

今回指定した浸水想定区域、及び浸水した場合に想定される水深などを表示した図面（浸水想定区域図・縮尺：1/10, 000～1/20, 000程度）は、近畿地方整備局や関係工事事務所、沿川の自治体などで閲覧することができます。

【今後の対応】

通知を受けた市町村は、水防法に基づいて、浸水想定区域に応じて市町村の地域防災計画に洪水予報の伝達方法、避難場所等について定め、住民に周知するよう努めることとされていますが、その際、浸水想定区域図に避難場所等を記載した「洪水ハザードマップ」を作成・活用することが期待されるところです。

近畿地方整備局としても、洪水ハザードマップの作成主体である関係市町村に対して最大限の支援を行い、浸水想定区域に応じた洪水ハザードマップの作成・普及を図ることにより、水災による被害の軽減に努めます。

